

令和2年第10回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和2年10月26日(月) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時30分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	1名	傍聴者数	なし				
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：岩井 亮介							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	高宮 和浩	欠	9	松本 由紀子	欠	推4	佐藤 文雄	○
	2	高柳 義信	○	10	清水 武	○	推5	—	—
	3	高田 英夫	○	11	中井 健一	○	推6	新井 英雄	○
	4	須川 朋和	欠	12	野村 清太郎	○	推7	秋山 政治	○
	5	野村 千江子	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	高橋 栄一	○
	6	坂本 等	○	推1	進藤 誠一	○	推9	岩崎 喜久夫	○
	7	長谷川 隆	○	推2	木口 和久	○	推10	高橋 八夫	○
	8	萩原 康広	○	推3	四方田 芳泰	○	推11	町田 貴	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
	事務局長	<p>定刻となりましたので、総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初にご報告ですが、推進委員の齊藤克己様が10月13日にご逝去されました。家族葬ということでしたので、ご家族の了承を得て、会長と私でお悔やみに伺いまして、慶弔規定に則り香典を供してまいりましたのでご報告いたします。ご冥福をお祈りしたいと思います。</p> <p>それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
開 会	議 長	<p>ただいまから、令和2年第10回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は13名中10名です。定数に達していますので、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。</p> <p>神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定により議事録署名人の指名を行います。</p> <p>議事録署名人は、11番 中井健一委員、2番 高柳義信委員にお願いします。</p> <p>書記は、事務局の高橋君、岩井君を指名いたします。</p>
日程第2 第25号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	<p>つづきまして、日程第2に入ります。</p> <p>第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。</p> <p>議案書では案件が2つありますが、2番は取下げとなりましたのでお知らせします。</p> <p>それでは事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
	事務局	<p>〔第25号議案1番について議案書を朗読〕</p>
	議 長	<p>続きまして、地区担当委員からご意見があればお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</p>	6番坂本委員	<p>特にございませぬ</p>
	議長	<p>では、事務局より説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請地につきましては、〇〇町との境付近にありまして、〇〇の東側にございます。詳しくは議案書4ページ、5ページをご覧ください。</p> <p>受人は米を作っており、機械の所有状況はトラクターを1台所有、田植え機とコンバインをリースで利用しているとのこと。現在は受人と奥様の2名で農業に従事しておりますが、繁忙期には会社員である息子さんもお手伝いをされているとのこと。</p> <p>申請地は受人の所有地と隣接しており、農作業の効率化も期待できると思います。</p> <p>受人は、購入後農地を耕作すること、農地法第3条第2項各号に該当しないことから申請を受理いたしました。以上です。</p>
	議長	<p>それでは、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>[質疑なし]</p>
	議長	<p>無いようなので採決に移ります。</p> <p>第25号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第25号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p>
	議長	<p>日程第3 第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。</p> <p>事務局より1番の朗読をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	事務局	〔第26号議案1番について議案書を朗読〕
	議長	続きまして、地区担当委員からご意見があればお願いします。
	2番高柳委員	特にございませぬ
	議長	それでは、事務局より説明をお願いします。
	事務局	<p>申請地につきましては、議案書10ページの位置図、11ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地の現況については、雑草が生え、一部は砂利が敷かれたような状況となっております。申請地は昭和56年9月に〇〇が転用許可を受け、〇〇を建設しましたが、この建物はおよそ10年前に取り壊され土地も返還されました。その後平成30年に申請者が土地を相続した際には既に現在の状況となっていたとのことです。</p> <p>申請地は、住宅が密集する地域の一角にありますが、付近に用水路を迂回できる橋があり、良好な営農条件を備えている農地に接続していることから、第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則不許可となりますが、本案件は自己用住宅を集落に接続して建設するものであり、農地法施行規則第33条4項の例外規定に該当するため許可相当となるものと思われます。</p> <p>申請人は、現在〇〇市で借家に居住しておりますが、子どもの成長で手狭であること、家族の同意を得られたことから家族3人で居住する住宅を建設する計画での申請となります。以上です。</p>
	議長	それでは、1番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	佐藤推進委員	第1種農地ということですが、この判断は厳しくないですか。このエリアは定住促進エリアになっているし、水路もある。以前この近くの転用を審議したときは2種だったと思いますが。

会議事項	発言者	顛末
日程第4 第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について	事務局	<p>事前相談を受けた際に、第2種農地として県に協議しましたが、県の担当者と現地確認した際に、申請地西側の砂利道を進むと小さい橋がありまして、トラクターなら十分渡れるので分断要件が無く1種であると指導を受けましたので第1種農地としております。</p>
	議長	<p>ほかにご意見がなければ採決に入りたいと思います。よろしいですか。</p>
	議長	<p>第26号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第26号議案1番については、原案のとおり許可相当と意見を付して県知事に進達致します。</p>
	議長	<p>日程第4 第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。</p>
	事務局	<p>事務局は1番の朗読をお願いします。</p>
	事務局	<p>〔第27号議案1番について議案書を朗読〕</p>
議長	<p>これは私の担当地区なのですが、申請地は耕作されておらず、毎年草が背の高さくらいまで伸びて、周辺にも迷惑をかけるような状態であります。</p>	
議長	<p>では、続けて事務局より説明をお願いします。</p>	
事務局	<p>申請地につきましては、議案書15ページの位置図、16ページの案内図をご覧ください。申請地の現況については、除草はしたようですが、耕作している様子は見受けられませんでした。</p>	
事務局	<p>申請地は周囲を宅地や雑種地に囲まれていることから、第2種農地と判断いたしました。本案件では周辺に代替できる土地が無い場合許可相当となるものと思われま</p>	

会議事項	発言者	顛末
		<p>譲受人は中古車や重機等を輸出する仕事に従事しておりますが、今回独立して事業を始めるにあたり、申請地を車両のストック場所として利用する計画での申請となります。</p> <p>なお、この計画では隣接する雑種地 1 4 2 m²を一体利用するため、計画全体の面積は 1, 0 3 4 m²となっております。以上です。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>[質疑なし]</p>
	議 長	<p>よろしいですか。それでは採決に移ります。</p> <p>第 2 7 号議案 1 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第 2 7 号議案 1 番については、原案のとおり許可相当と意見を付して県知事に進達致します。</p> <p>つづきまして、事務局は 2 番の朗読をお願いします。</p>
	事務局	<p>[第 2 7 号議案 2 番について議案書を朗読]</p>
	議 長	<p>こちらは 1 番の隣接地で所有者も同じです。</p> <p>意見は先ほど言いましたので、事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請地は 1 番の農地の南側に隣接する農地でございます。現況についても 1 番と同様で、耕作している様子は見受けられませんでした。</p> <p>農地区分は第 2 種農地で、代替地も無いため許可相当となるものと思われまます。</p> <p>譲受人は〇〇県〇〇市在住の会社員で、申請地を太陽光発電事業用地として利用する計画での申請となります。隣接する雑種地を一体利用するため、計画全体面積は〇〇m²となります。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>なお、譲受人は遠方の方ですが、太陽光設備のメンテナンス業務を行う業者に発電設備の管理を委託し、除草等に努め近隣に迷惑が掛からないようにするとのこと。説明は以上です。</p>
	議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	佐藤推進委員	<p>この件に関してという訳ではないですが、太陽光パネルが強風などの災害で被災した時の漏電や感電への対策は、フェンスのほかに決まりがあるでしょうか。</p>
	事務局	<p>F I T法では、フェンス等の設置など適切な措置を講ずるという規定があります。別の法律でも何かの基準はあるかもしれませんが、具体的なことはわかりません。</p>
	議 長	<p>では、調べていただき、何か基準があれば後日回答をお願いするということによろしいですか。</p>
	佐藤推進委員	<p>お願いします。</p>
	6 番坂本委員	<p>遠方の方が神川の土地を買って太陽光をやるということですが、太陽光はどこでも誰でもできるものなのですか。</p>
	事務局	<p>特に制限は無いと思いますので、F I T法の認定を得られて、土地関係の法令、今回の場合は農地転用許可ですが、土地の利用に問題が無ければ可能だと思います。</p>
	議 長	<p>これも先ほどの感電防止対策と合わせて、何か決まりがあれば後日報告をお願いします。ほかにはよろしいですか。よろしければ採決に移ります。 第27号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第5 第28号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について</p>	議 長	<p>〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第27号議案2番については、原案のとおり許可相当と意見を付して県知事に進達致します。</p>
	議 長	<p>日程第5 第28号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について を議題とします。 10番 清水委員は議事参与の制限に該当しますので別室で待機をお願いします。</p>
	議 長	<p>〔清水委員退室〕 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>再設定を含む10月受付分で、全部で18件あります。受人が町外の案件など、主だったものについて説明させていただきます。</p> <p>申請番号2番、3番については、申請時点では住所が〇〇市となっておりますが、神川町に家族で移住し、新規参入という形で経営を行う計画とのことです。現在も相対ではありますが、町内で露地野菜を栽培しており、家族3名で農作業に従事しているとのことです。</p> <p>申請番号8の受人は、以前も申請がありましたが、《農業法人》で農業をやっておりまして、そこから独立する形で現在は個人での借り受けを行っております。</p> <p>申請番号11番の受人は〇〇として梨栽培を学び、4月より就農し、梨栽培を行っておりますが、渡人が経営規模を縮小する関係で、既存の梨畑を借り受けるとのことです。</p> <p>申請番号12番の受人は、〇〇として活動しながら梨栽培をしており、11番と同様の理由で、既存の梨畑を借り受けるとのことです。</p> <p>以上です。</p>
	議 長	<p>それでは、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第6 第29号議案	8 番萩原委員	2 番 3 番の受人は今までもこの場所で耕作していたということですか。
	事務局	この件は〇〇さんの仲介で申請されたのですが、これまでは相対で行っていたらしいので、この場所を耕作しているかは未確認です。
	1 1 番中井委員	〇〇さんが「農業法人」の元従業員の面倒を見ているのだと思います。会社を解雇された人に土地を紹介して耕作してもらうように。
		〔9 番 1 0 番の渡人は亡くなったのでは？の声〕
	事務局	失礼しました。こちらの申請は息子さんから出ているのですが、台帳上はまだ修正されておりませんので故人の名前となっています。説明不足でした。
	議 長	ほかにご意見がなければ採決に入りたいと思います。 第 2 8 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議 長	全員賛成ということで、第 2 8 号議案については原案のとおり決定いたします。 〔清水委員入室〕
	議 長	日程第 6 第 2 9 号議案 神川町新規就農青年育成奨励金交付申請について を議題といたします。 事務局は説明をお願いします。
事務局	神川町新規就農青年育成奨励金ですが、交付にあたり町は農業委員会の意見を求めることになっておりますので、営農部分について審議いただきたいと思います。	

会議事項	発言者	顛末
神川町新規就農青年育成 奨励金交付申請について	6 番坂本委員	<p>25 ページからの就農計画書をご覧ください。申請者は先ほどの利用権設定にもありました〇〇様です。昨年度まで〇〇として活動し、本年4月から新規就農しまして、梨を栽培するというものです。経営面積や目標所得などについては就農計画書に記載のとおりです。</p> <p>この奨励金の年齢要件や金額などはどうなっているのですか。</p>
	事務局	18 歳以上45 歳未満の方が対象で、町から10 万円の奨励金が出ます。
	11 番中井委員	先日の農業新聞に、新規就農で150 万円支給という記事がありましたが、把握していますか。
	事務局	次世代農業後継者育成事業という国の事業だと思いますが、5年間150 万円が支給されるもので、申請者もこれを受けています。ほかに、就農前の準備期間についても、計画が認められれば2年間支給される事業もあります。
	議 長	ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。
	議 長	第29号議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議 長	全員賛成ということで、第29号議案については異議なしとして回答いたします。
閉 会	議 長	以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので、総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。